
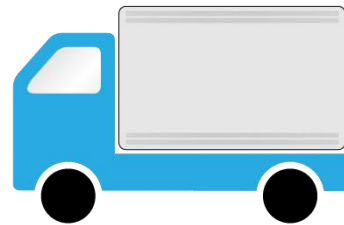
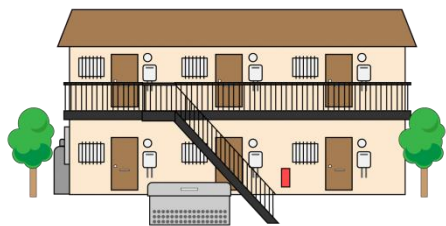
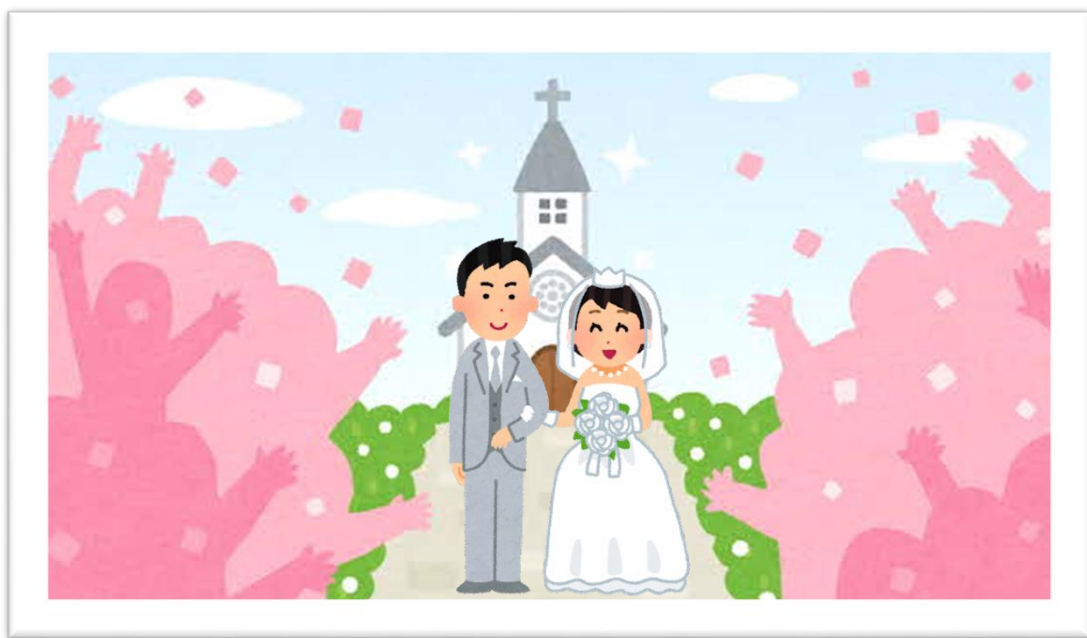
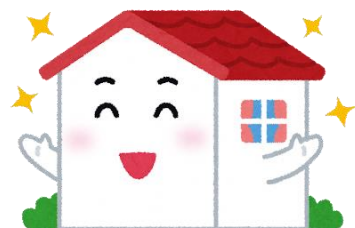


令和6(2024)年度 

夕張市

結婚新生活支援事業

申請の手引き



令和6(2024)年4月発行
夕張市生活福祉課子ども・子育て支援係

☎0123-57-7582

夕張市結婚新生活支援事業について

経済的な理由により結婚に踏み出せない方を対象に、婚姻に伴う新生活を開始するための「住宅購入費用」「住宅貸借費用」、「引越費用」、「住宅のリフォーム費用」を助成することにより、結婚に伴う不安を解消し、地域における少子化対策に資することを目的とした事業です。

■ 申込期間

令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年2月28日まで

※予算額に達した時点で受付終了となります。

■ 対象世帯

- ・令和6（2024）年3月1日から令和7（2025）年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ・世帯の所得の算出方法は、申請時点で市町村長から発行されている直近の所得証明書をもとに、夫婦合算の所得が500万円未満の世帯（貸与型奨学金を返済している場合に特例があります。）
- ・夫婦ともに対象期間内に購入又は貸借した夕張市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳として記録されていること。
- ・生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ・夫婦のいずれもが市税や貸借住宅に係る家賃等を滞納していないこと。
- ・夫婦のいずれもが夕張市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。
- ・夫婦のいずれもが過去に国の地域少子化対策重点推進交付金（内閣府子ども・子育て本部統括官通知）による補助を受給（他の自治体での受給含む。）していないこと。

■ 補助対象経費

令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までの

補助対象期間中の転入または転居に係る次の経費

※住宅購入・リフォームの場合は婚姻日から1年以内に取得・契約したものに限り

- ・新規の住宅購入費用 ※土地購入代、ローン手数料は対象外
- ・新規の住宅貸借費用のうち、賃料、敷金・礼金、共益費、仲介手数料。
※駐車場代、清掃代、更新手数料は対象外
- ・引越費用（引越業者または運送業者へ支払った実費）
- ・婚姻を機に取得した住宅のリフォーム費用
※倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外

■ 補助上限額

夫婦ともに29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯は30万円

（補助対象経費が上限に満たない場合はその実費とし、1,000円未満の端数は切捨て）

■ 問合せ先（申請窓口）

生活福祉課子ども・子育て支援係（夕張市拠点複合施設「りすた」） ☎57-7582

※受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで（土日・祝日・年末年始を除く）

夕張市結婚新生活支援事業申請等の手引き

目 次

1. 要件チェックシート・・・・・・・・・・ P 3
2. 手続きの流れ・・・・・・・・・・ P 4～P 7
3. 提出する様式について・・・・・・・・ P 8～12
4. よくある質問・・・・・・・・・・ P 13～16



令和6(2024)年度夕張市結婚新生活支援事業

要件チェックシート

事業の申請に当たって、補助要件に該当するかどうかをご確認ください。
なお、この図は一般的な要件について記載しておりますので該当しない場合があります。

令和6(2024)年3月1日から令和7(2025)年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された。

No

該当しません。

YES

以下のすべての項目に夫婦ともに該当している。

- 婚姻日における年齢が39歳以下である。
- 申請日において夕張市内の新居(同一世帯)に住居登録がある。
- 夕張市の市税等に滞納がない。
- 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていない。
- 夫婦ともに夕張市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない。
- 過去に、国の地域少子化対策重点推進交付金(内閣府子ども・子育て本部統括官通知)による補助を受給(他の自治体での受給含む。)していない。

No

該当しません。

YES

申請時点で市町村長から発行されている直近の所得証明書(以下「所得証明書」という。)をもとに算出した夫婦の所得を合算した額が500万円未満である。

No

該当しません。

YES

申請できます！

要件に該当

所得の計算について

以下の場合、**特例**があります！

「貸与型奨学金の返済を行っている場合」
→所得判定の際に使用する所得証明書と同一期間中の返済額を控除します。



夕張市結婚新生活支援事業 手続きの流れ

以下のSTEPの順番に提出書類をご準備ください。

STEP1



交付申請

STEP2



審査

STEP3



交付決定

STEP4



請求

STEP5



支給

STEP6



実績報告

申請の目安の時期：4月～12月

STEP1

交付申請

- ・必要書類は、以下のとおりです。
ご準備の上、申請窓口(生活福祉課子ども・子育て支援係)にお越しください。

全員必要な書類

- ①「夕張市結婚新生活支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)
- ②「誓約書兼同意書」(様式第2号)
- ③夫婦の記載のある「戸籍謄本」(戸籍全部事項証明書)
- ④申請時点で市町村長から発行されている直近の所得証明書
(令和5年1月1日時点で夕張市に住民登録がある場合不要)
- ⑤所得判定の際に使用する所得証明書と同一期間中に貸与型奨学金の返済を行った場合
→ 奨学金の返済額が分かる書類の写し ※奨学金を返済している場合に提出
- ⑥住宅手当支給証明書(様式第11号)

追加で必要となる書類

新規の住宅購入費用の申請の場合

- ①「住宅売買契約書又は工事請負契約書」の写し
- ②「領収書の写し」

住宅貸借費用の申請の場合

- ①「住宅貸借契約書の写し」
- ②「補助を受ける領収書の写し」

引越費用の申請の場合

- ①「引越費用に係る支払いを行った領収書の写し」

リフォーム費用の申請の場合

- ①「工事請負契約書又は請求書の写し」
- ②「リフォーム費用に係る領収書の写し」

※ 各種様式の記入方法については、本書8ページ以降をご確認ください。次ページに続く





審査・交付決定は、交付申請からおおよそ2週間以内に郵送により通知いたします。通知を確認の上、請求を行ってください。

STEP2 審査

申請者が市に書類を提出後、必要な審査を行います。
 審査の際、不備や確認事項等がありましたら、申請書に記載の連絡先にお電話することがあります。



STEP3 交付決定

郵送により、申請者へ「交付決定（却下）通知書」をお送りします。



STEP4 請求

- ・ 交付決定となった場合、「補助金請求書」を同封しておりますので、必要事項を記入のうえ、「交付決定通知書」を受け取った日の翌日から起算して30日以内又は令和7（2025）年3月14日のいずれか早い日までに返送してください。
- ・ 「補助金請求書」の提出期日までに連絡がなく提出されなかった場合、交付決定を取消しますので、予めご了承ください。



STEP5 支給

「補助金請求書」が市に提出された後、支給日が確定しましたら、支給日の約3日前までに郵送にて通知します。

注意！ 申請事項に変更があった場合

申請事項に変更があった場合、「変更交付申請書」を提出していただく必要があります。

変更申請が必要になる主な場合

- ・ 家賃月額が変更となった場合
- ・ 勤務先から支給される住宅手当が変更となった場合
- ・ 実家から引越を行った場合等で、物件の引取り忘れ等で再度引越業者や運送業者により引越を行った場合



補助対象期間の最終月にご準備ください。
 ※申請時点で申請額分の領収書をご提出して
 いただいている方は実績報告は不要です。

STEP6 実績報告

- ・申請時点で申請額分の費用の支払いが済んでいない場合、支払い後に領収書等の提出が必要となります。
- ・補助期間内の支払い額が申請額に満たない場合や領収書の提出がない場合は補助金の返還が必要となります。
- ・領収書等の提出後、郵送により交付額の確定についてお知らせします。

その他 各種書類の提出方法

「補助金請求書」・領収書等の提出は郵送でも受け付けています。
 それ以外の書類は、夕張市拠点複合施設「りすた」内子ども・子育て支援係までお持ちください。

その他 市からの通知について

申請書等提出後、不備や確認事項があった場合は申請書に記載の連絡先にお電話いたしますが、不在が続く場合等、連絡が取れない場合は郵送により不備・確認事項を連絡いたします。

この他に気になることなどありましたら、
 お気軽にお問い合わせください！



【申請・問合せ窓口】
 生活福祉課子ども・子育て支援係
 (住 所) 〒068-0536
 夕張市南清水沢4丁目48番地12 夕張市拠点複合施設「りすた」
 (電 話) 57-7582 (メール) ybrkod@city.yubari.lg.jp

提出する様式一覧

必要書類のうち、定められた様式の書類がありますので、下記をお確かめください。

	様式の名称	提出の時期
1	夕張市結婚新生活支援事業補助金 交付申請書 (様式第1号)	STEP 1 交付申請
2	誓約書兼同意書 (様式第2号)	STEP 1 交付申請
3	住宅手当支給状況証明書 (様式第11号)	STEP 1 交付申請 (該当する方のみ)
4	夕張市結婚新生活支援事業 補助金請求書 (様式第7号)	STEP 4 請求
5	夕張市結婚新生活支援事業補助金 家賃支払実績報告書 (様式第8号)	STEP 6 実績報告
6	夕張市結婚新生活支援事業補助金 変更交付申請書 (様式第5号)	必要に応じて (記載例はありません)



様式は夕張市HPからもダウンロードできます。

次ページからは、具体的な記入方法について説明しています。

提出書類(様式)の書き方

①夕張市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号) 表面 STEP 1 交付申請

様式第1号(第7条関係)

令和6年4月1日

夕張市長 様

住所 夕張市本町4丁目2番地

申請者 氏名 夕張 太郎

連絡先 080-0000-XXXX

夕張市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

夕張市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

住宅購入	契約締結年月日	年 月 日
	計 (A)	0 円
住宅貸借	契約締結年月日	令和6年4月1日
	補助期間	令和6年4月から令和7年3月まで(12月分(B))
	家賃月額(共益費を含む。) (C)	49,000 円
	住宅手当 (D)	24,500 円
	実質家賃負担額 (E)=(C)-(D)	24,500 円
	補助期間家賃総額 (F)=(B)×(E)	294,000 円
	敷金 (G)	98,000 円
	礼金(保証金) (H)	49,000 円
	仲介手数料 (I)	49,000 円
計 (J)=(F)+(G)+(H)+(I)	490,000 円	
引越	引越を行った日	令和6年4月1日
	費用	150,000 円
	計 (K)	150,000 円
リフォーム	リフォームを行った日	年 月 日
	計 (L)	0 円
合計【1,000円未満の端数切捨】 (M)=(A)+(J)+(K)+(L)		640,000 円
補助限度額 (N)		300,000/600,000 円
補助申請額 (M)と(N)の低い方		600,000 円

(裏面に続きます)

忘れずに押印してください。

「連絡先」は日中連絡のとれる電話番号を記載してください。

住宅購入費用の補助を受ける場合、記入が必要です。

住宅貸借費用の補助を受ける場合、記入が必要です。

「住宅貸借契約書」等を参考に記入願います。

「住宅手当支給証明書」(様式第11号)と金額が一致しているか確認が必要です。

引越費用の補助を受ける場合、

リフォーム費用の補助を受け

夫婦ともに29歳以下の世帯であれば上限60万円
それ以外の世帯であれば

	申請者	配偶者
(フリガナ)	ユウバリ タロウ	ユウバリ ハナコ
氏名	夕張 太郎	夕張 花子
生年月日	平成8年 5月 10日	平成7年 10月 10日
新住居への住民登録年月日	令和6年 4月 1日	令和6年 4月 1日
婚姻届提出日	令和6年 3月 1日	
婚姻届提出日時点の年齢	27 歳	28 歳
前年の所得金額	2,019,500 円	1,500,000 円
* 貸与型奨学金の年間返済額	0 円	144,000 円

「奨学金返済証明書」等を参考に記入します。（対象者のみ）

様式第2号(第7条関係)

誓約書兼同意書

年 月 日

夕張市長 様

住 所 夕張市本町4丁目2番地
申請者氏名 夕張 太郎
配偶者氏名 夕張 花子

わたしたちは、夕張市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けるにあたり、次の事項について誓約及び同意します。

記

- 1 夕張市において賦課された市税(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料)及び、保育料(保育所、学童クラブ)を滞納していません。
- 2 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。
- 3 夕張市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団員ではありません。
- 4 過去に地域少子化対策重点推進交付金(内閣府子ども・子育て本部統括官通り補助を受給(他の自治体での受給を含む)をしていません。
- 5 夕張市から確認、報告及び是正のための措置が求められた場合はこれに応じます。
- 6 資格要件を確認するため、夕張市が公簿等による確認及び関係機関に照会を行うことについて同意します。
- 7 交付決定後に申請内容が事実と相違し、交付決定を取り消された場合において既に補助金を交付されている場合は当該補助金を滞滞なく返還します。

「夕張市結婚新生活支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)の申請日と同日

忘れずに押印願います。

誓約内容・同意内容を必ずご確認ください。

④住宅手当支給状況証明書（様式第11号） STEP 1 交付申請(該当する方のみ)

様式第11号(別表関係)

住宅手当支給状況証明書

会社等にお勤めの方(会社等からAの欄について証明を受けてください。)

上記以外の方(Bの欄に必要事項を記入してください。)

対 象 者	住 所	夕張市 本町4丁目2番地 (アパート名等 夕張アパート A棟 0号室)
	氏 名	夕張 太郎
住 宅 手 当 等 の 状 況	(<input type="radio"/>) 支給している → 住宅手当等月額(24,500)円 ※ 直近1年間で変更があった場合は下記にも記入してください。 年 月分まで 住宅手当等月額()円 ※ 今後変更を行う場合は下記にも記入してください。 年 月分から 住宅手当等月額()円	
	(<input type="checkbox"/>) 支給していない	


上記の者について住宅手当等支給状況を証明します。

令和 **6** 年 **4** 月 **1** 日

夕張市長 様

(給与等支払者) 所在地 **夕張市末広〇丁目△△番地×**
 名称 **株式会社夕張製造所**
 代表者名 **末広 一子**
 電話番号 **0123-00-0000**

担当部署 **総務係**
 担当者 **末広 次郎**



勤 務 先 等	所 在 地	
	氏 名	

住宅手当等の受給を受けていないことを確約します。

令和 年 月 日

夕張市長 様

住所 夕張市
氏名 _____

どちらかに✓してください。

枠内について、給与等支払者からの証明を受けてください。

手当額を変更する予定、または直近1年間に変更があった場合は記入してください。


雇用主（給与等支払者）の代表者印が必要です。

無職等の場合は枠内に自身の状況をご記入、押印してください。

様式第7号(第9条関係)

令和6年5月1日

夕張市長 様

申請者 住所 夕張市本町4丁目2番地
氏名 夕張太郎 

夕張市結婚新生活支援事業補助金請求書

令和4年0月0日付夕子第999号指令により交付決定された夕張市結婚新生活支援事業補助金について、夕張市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 額	¥ 3 0 0 0 0 0	円
-------	---------------	---

金融機関名	夕張銀行	本町	本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 出張所
預金種別	<input checked="" type="radio"/> 1 普通 2 当座 (該当する種別に○印をつける。)		
口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
(フリガナ)	ユウバリ タロウ		
口座名義人	夕張 太郎		

※ 請求額の頭部には「¥」を必ず記載してください。金額の訂正はできません。
 ※ 申請者本人が口座名義人となっているものに限りです。
 ※ 上記振込先口座の通帳の写しを添付してください。

「夕張市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」（様式第4号）の通知日以降としてください。

忘れずに押印してください。（朱肉を使う印鑑）

「夕張市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」（様式第4号）の「補助金交付決定額」と同額を記入してください。

通帳を参考に記入してください。

ご記入いただいた振込先口座の通帳の写しが必要となります

夕張市結婚新生活支援事業 よくある質問

- 事業全般について・・・・・・・・・・(Q 1 ～ Q 5)
- 新居の住居費について・・・・・・・・(Q 6 ～ Q 11)
- 引越費用について・・・・・・・・・・(Q 12～ Q 15)
- 住宅リフォーム費用について・・・・(Q 16～ Q 19)
- 所得について・・・・・・・・・・・・・(Q 20～ Q 25)



事業全般について

- Q 1. 令和 6（2024）年 3 月 1 日前に婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。
- A 1. 対象にはなりません。令和 6（2024）年 3 月 1 日から令和 7（2025）年 2 月 28 日までの間に婚姻届を提出し、受理されている場合に限りです。
- Q 2. 夕張市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は補助の対象になりますか。
- A 2. 対象になります。
- Q 3. 再婚の場合は補助の対象になりますか。
- A 3. 対象になります。ただし、夫婦の一方又は双方が過去に国の地域少子化対策重点推進交付金（内閣府子ども・子育て本部統括官通知）による補助を受給（他の自治体での受給含む。）している場合は補助の対象とはなりません。
- Q 4. 夫（妻）は夕張市に在住しているが、妻（夫）が他の自治体に住民登録されている場合は補助の対象になりますか。
- A 4. 対象にはなりません。夫婦が共に夕張市に住民登録されている必要があります。
- Q 5. なぜ年齢要件が「39 歳以下」なのですか。
- A 5. 国において本事業の目的が少子化対策の一環として、とりわけ若者の婚姻に伴う経済的負担を軽減することにあることから、結婚希望年齢や所得についてのデータを基に設定したものです。

新居の居住費について

- Q 6. 夕張市内での転居の場合、補助の対象になりますか。
- A 6. 対象になります。
- Q 7. 家賃の支払いを振込で行っていますが、振込手数料は補助の対象になりますか。
- A 7. 対象にはなりません。

Q 8. 月の家賃に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合どうすればよいですか。

A 8. 家賃の賃貸借契約に基づく支払であり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。

Q 9. 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合は補助の対象になりますか。

A 9. 対象になります。ただし、住宅手当支給状況証明書や申請者と勤務先との間の契約書等を提出いただく必要があります。

Q10. 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から貸借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象になりますか。

A10. 対象になります。ただし、同居開始後に発生した費用に限り補助の対象となります。

Q11. 夫婦の一方又は双方の親族が同居する場合、対象になりますか。

A11. 対象になります。ただし、住宅賃貸借契約の契約者が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限りです。

引越費用について

Q12. 自分で荷物を運ぶ場合の引越費用は補助の対象になりますか。

A12. 対象になりません。

Q13. 友人や知人に頼んで荷物を運ぶ場合の引越費用は補助の対象になりますか。

A13. 対象になりません。

Q14. 独身の時から暮らしている住居あるいは実家等で結婚生活をするため、婚姻を機に新たに物件を貸借する際に要した費用はありませんが、配偶者の引越費用はかかりました。引越費用だけの交付を受けられますか。

A14. 引越業者や運送業者による引越であれば対象になります。

Q15. 実家から引越をした際に運送し忘れた荷物があり、申請後、再度引越業者により引越を行いました。この分の交付を受けられますか。

A15. 補助限度額内であれば対象になります。



住宅のリフォーム費用について

Q16. 住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものですか？

A16. 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用です。倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とします。

Q17. 夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要はありますか？

A17. 所有者であることは要しません。ただし、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。また、夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。

Q18. 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？

A18. 対象となります、ただし、賃貸契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用でないことが条件となります。

Q19. 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入したので、代金を区分することができません。この場合はどうなりますか？

A19. 不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。申請者から売主等に確認し、必ず建物代のみを補助対象とします。

所得について

Q20. 所得と収入は違いますか。

A20. 対象要件の1つに「所得が500万円未満であること」とありますが、ここでいう所得とは次のとおりです。

・給与収入の方

所得とは、前年1年間の給与の額面総額（＝収入）から給与所得控除を差し引いたものです。手取り額ではないので、ご注意ください。

$$(\text{所得}) = (\text{収入}) - (\text{給与所得控除})$$

・自営業の方

所得とは、前年1年間の収入から必要経費を差し引いたものです。

$$(\text{所得}) = (\text{収入}) - (\text{必要経費})$$

※複数の収入のある方は合算となります。詳しくは所得証明書等でご確認ください。

Q21. 所得はいつの時点の所得証明書を確認すればよいですか。

A21. 申請時点で市町村長から発行されている直近の所得証明書を確認します。

Q22. 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでになりますか。

A22. 所得証明書と同一期間中に返済した額の総額となります。

Q23. 貸与型奨学金の年間返済額を所得から控除する場合、返済額が分かる書類の写しが必要となっておりますが、証明書等が無い場合はどのようにしたらよいですか。

A23. 原則、奨学金返済証明書の添付をお願いしておりますが、証明書の取得が難しい場合には、通帳等の写しをもって確認することとします。ただし、奨学金返済先が客観的に判断できる場合に限ります。

Q24. 所得証明書のどの部分を見ればよいですか。

A24. 自治体によって様式が若干異なりますが、夕張市の場合、「市・道民税課税（所得）証明書」の「合計所得金額」に記載の金額です。また、「給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収額の決定（変更）通知書」であれば「総所得金額(1)」の金額です。

Q25. 所得を証明するには会社からの源泉徴収票でよいですか。

A25. 源泉徴収票では受け付けていません。源泉徴収票ではなく、自治体に申請して交付される「市・道民税課税（所得）証明書」を提出してください。なお、令和4（2022）年1月1日現在で夕張市に住民票があった方で、「誓約書兼同意書」の提出があった場合は所得を証明する書類は不要です。